

御沙汰

學制頒布七十年ニ際シ昭和十七年十月三十日
文部大臣ニ下賜アラセラル

皇祖考學制ヲ頒布シ給ヒシヨリ茲ニ七十年學藝大ニ興
リ教化洽ク行ハレ以テ今日ノ昌運ヲ開ケリ朕深ク之ヲ
擇フ

我國今ヤ曠古ノ難局ニ際會セリ時艱ヲ救濟シ皇基ヲ振
起スルハ教學ニ須ツ所多シ其任ニ當ル者宜シク銳意勵
精國民精神ノ發揚ト學術技藝ノ振興トニ力ヲ致シ撻亂
反正進ンテ世界ノ文化ニ寄與セムコトヲ期スヘシ

に堪へるの精神力と經濟力を保

明治五年八月三日太政官より學
制が頒布せられて茲に七十周年と
なる。本學に於ても本年の十月三
十日、教育勅語奉戴記念日を下し

て、併せて學制頒布七十周年記念
式を行ふことにした。此日、此に
關聯して御沙汰書をも賜はり、戰
時下の教學の大本を昭示せられた
のは學徒、教育者一同の感激措く
能はざる所である。

今日の聖戰下に於て、支那事變
勃まつてより茲に五年あまりにも
なり、而かも能く我國民が此難局
等を統治するまでになつたのは、
御稟威の賜とはいへ、教育の力に
も負ふことが決して少しとはじな
いであらう。

學制頒布七十年に當りて

學長 神戸正雄
法學博士

第	學制頒布七十年に當りて………	神戸正雄(一)
二	學制頒布記念式典に際して………	正井敬次(三)
百	西藏雲南を越ゆるルートの問題：中村良之助(四)	
四	危機の國際法とその將來………	川上敬逸(六)
要	學内報………	(八)
校友欄………		
(一)		

大正十一年六月十五日創刊
昭和十七年十一月十日印刷
昭和十七年十二月十五日發行
編輯人 鈴木敷氏 越
印刷所 西大坂
大阪市北區堂島
上三丁目十五番地
印刷所 西大坂
谷口印刷所
大阪市東淀川區長崎
中西二丁目十二番地
發行所 關西大學學報局
會員登録番號二〇六〇〇四



を造る工業の技術及組織に待つのであつて、此は又全く近代科學の發達に依るのであり、其は我國の教育の發達が能く此を成し遂げることになつたのである。學制が發布されてから七十年といふが、此間に教育は日に進み月に進み、此處まで來たのである。最初の學制は佛國の制度を中心として、諸外國の制度に倣したものであり、國粹主義の人々からは痛く罵られたものであるが、外國制度の模倣導入は精神上の方面については不都合なる事いふ迄もないけれども科學技術の方面については確かに大成功であり、此時以來遠慮なく外國の優れたものを取入れたればこそ、遂に其方面にては今日既に歐米の水準に達し、自らの創意をも加へて彼よりも一步進みたるものもあり、其をば自らの設備により製作し得るまでに至つたのである。歐米人の報告の中には間間日本の此方面の發達を知らずして、今尙ほ舊態依然たるが如くに

認識しつゝあるのは、むしろ笑るべきである。しかし精神方面にあつても當時齊しく歐化主義が横行し、明治五年の學制當時には、教育の目的は人々の立身の爲めなりとされたものである。其處には歐米の個人主義、自由主義の香り高いものである。かくして久しく、此方面では歐化主義と國粹主義との對立抗争があつたのである。かくして明治二十三年十月三十日の教育勅語を戴くことになり、茲に日本本來の道義精神が明かにせられ、一旦、過りたる方向に向つた舟も正しきに向き返へされた譯であつたが、其れでも教育界、學問界、將た思想界に於ける人々の意見には世界の風浪に動かされるものが多く、知らず識らずに我國固有の精神を見失ふて、唯だ只だ歐米流の後塵を拝して喜びつゝあつものである。かくして大正の中程以來殊に著しく自由主義が横行し、勞資の抗争も烈しかつたのである。

此極、我國は何うなるかとも思はしめたのであつたが、幸にして昭和の初め頃より漸く反省の兆を現はし、特に滿洲事變が初まり、我國が國際聯盟を脱退した頃より何人も我國の國際上の地位に目覺めざるを得ぬこととなり、更に支那事變、更らに大東亜戰爭の勃發するに至つて、茲に日本の精神的獨立は全く確立し、今は全く其本来の貌を保つやうになつた。かくて我國には世界的の科學と、萬國に比類なき國體の下に養はれた日本精神との並存するあり、我が國の今後の雄飛は期して待つべきである。

明治五年の學制には國中一人の無學者ながらしめんことを期したのであつたが、此事は多年の努力の結果、其期待に違はず、既に大正の中頃には九十九%の就學兒童は九九・六%といふ、殆んど一〇〇%ともいふべき就學兒童を見ることになり、昭和の今日に至つた。歐米の諸大國にして

不就學兒童を多く有つものの少からぬ間にあつて、我國の教育が其普及に於て、彼等の水準以上なることは洵に感激に堪へざる所である。我國の教育は即ち量に於て質とされたものである。其處には歐米の個人主義、自由主義の香り高いものである。かくして久しく、子屋に於ける幼稚粗笨なものに止まつたのを想へば、感慨無量である。ただし我等教育の任にあるものは此現状に甘んじてはならぬ。尚足らざる所は決して少しとしないのである。其は斷へず補足しても凡べてを排斥してはならぬ。其の良きもの優れたものは、遠慮なく採用しなくてはならぬ。我等は一刻も油斷してはならぬ。一日として努力を怠つてはならぬ。我等は唯其の努力の足らざることを是れ憂ふるものであり、そして唯其の才能の之に副はざることを是れ耻づるのみである。

學制頒布記念式典に際して

專門部長
經濟學博士

正井敬次

本年は、明治五年に學制が頒布せられてより七十週年に相當する。而してまた本年は明治二十三年に教育勅語の御下賜があつてより五十二年目に當る。是を以て、

本年十月三十日の教育勅語御下賜の日に於て、學制頒布七十週年の記念式典が各學校に於て行はれた

蓋し學制頒布によつて我國教育の根本制度が定められたのであるが、併し其後教育界に於ても一般社會に於ても、制度と形式の整備のための外國文化の輸入に忙しく、動もすれば我國本來の精神が忘れられがちであつた。是に於ても、明治二十三年に教育勅語を下し給ひ、以て萬古不易の惟神の大道を臣民に訓し給ふと共に教育の淵源の存する處を明示し給ふたのであり、かくして教育勅語によつて我國の教育に不動の精神が與へられたのである。眞に教育勅語によつて

よつて、わが國民は置き忘れたる本然の精神を取り戻したのであり、この勅語によつて、何時の時代に於てもわが國民は、舉國の遠き過去と我國の道義たる八紘一字の當來の理想との間の時間的の繋りとしての、現實の日本國と日本國民とを感じるのである。明治五年の學制頒布と明治二十三年の教育勅語御下賜との間には右の如き關係がある。

明治五年より明治二十三年、この時期は近代國家としてのわが日本國の生誕と成育の時代であつた。明治五年に初めて物質文明の運搬者たる鐵道が東京と横濱との間に開通した。國立銀行制度が創設せられた。而して各種學校の制度を定める學制が頒布せられた。當時文明開化と云ふ言葉が生れたのであるが、其は西洋の唯物的の思想と學問と生活様式を取り入れることに他ならぬのであつた。文明開化の前には國の歴史が顧みられなかつた、敬神崇祖の禮が忘れられた、而して總ての倫理が疑はれ出した。それが教育を受けた有識者に於て甚しかつた。明治二十年の頃に至つて其の弊が最も甚しかつたものと思はれる。是に於てか教育勅語の御下賜があつて我國民に本然の精神への反省を訓し給る要旨が示されたのである。が其後の七十年間の今日に至る個人主義と自由主義の經濟學の基礎となつたのである。科學的な經濟理論上の右二つの研究方法の傾向は必ずしもアダム・スミスからではなく、實は七十年前の效用經濟學の理論に其の根據を据へて居るのである。經濟學は一例であるが、其他の學問に於ても一般の理想に於ても、明治五年の頃は世界的に同様の傾向が顯著なる時代であつた。

明治五年以後、我國は右の如き思想と學問の傾向を外國より取入へられて之を同化することに忙しかつた。當時文明開化と云ふ言葉が生れたのであるが、其は西洋の唯物的の思想と學問と生活様式を取り入れることに他ならぬのであつた。文明開化の前には國の歴史が顧みられなかつた、敬神崇祖の禮が忘れられた、而して總ての倫理が疑はれ出した。それが教育を受けた有識者に於て甚しかつた。明治二十年の頃に至つて其の弊が最も甚しかつたものと思はれる。是に於てか教育勅語の御下賜があつて我國民に本然の精神への反省を訓し給る要旨が示されたのである。以上に於て私は想を七十年の昔に馳せて學制頒布の時に邇り、而して其後教育勅語御下賜の際に至るまでの時期に於ける我國の事情について一言した。いま今日に於て七十年來の整備せる學制の下に育成せられつゝある學徒に於ては以上述ぶる所に鑑み果して何を感じ何を覺悟すべきであらうか。

言ふまでもなく、其は教育勅語の聖旨を奉體して自己の内に歴史的なる日本國民を深く強く感得し、而して負荷の大任を完うするの覺悟を堅持すること、是れである。

本文は十月二十六日(月)天六學舍集會室に於ける校友會主催講演會の要旨である。

西藏雲南を越ゆるルートの問題

教授 中村良之助

地勢圖と感覺

アジア洲の大地勢圖を展開するに、其中央に一際色も濃く、パミール高原とヒマラヤ、崑崙の二大山系が、前者は西南に、後者は東方に走つてゐよう。此兩大山系に抱かれて西藏の高原が暗褐色に、見るからに其地味の不毛を告げ、四周の山麓や平原の社會をして近づかしめないかの感覺を與へてゐる。

若し人々が「謎の國、ラマの祕境西藏」と云ふ文學的修辭に心を奪はれて、それが千古不拔の天險と觀じ終るならば、既に近代の西歐の小市民的心理に陥溺したと云へよう。

僅か一世紀前にあつては、西歐人と雖も憧憬の寶庫印度を確保する爲には此背後の大山塊に自ら何らかの手段を加へるべき運命を痛感したのである。英國も後には大をなしたが、當時としてはベンガル灣以東の海上は和蘭西葡の植民地盤であつて、ラッフルスの昭南港經營の提言すら拒否する位で印度の爲めには西藏經營を辭せない意氣をもつた。英國は之等の植民先進

國をして古い印度との傳統を絶たしめ新しく其獨占的利益を擁護する上から

は、印度は常に背後の祕境に脅かさるゝかの如く宣傳する事は又格別のものであつたであらう。其處にアジアの地理圖による祕境の宣傳は役立ち、雄渾なるアジアの地勢の冒頭が初まつたのである。

印度と支那とを遮ぎるもの

「山脈が人類の交通を妨げる」との公理は三歳の童子にもわかる。しかも人はヒマラヤ山脈が交通の障害たるを否定し得ぬと云ふ心理については其處に何を求めてゐるのであらうか、人々は地理に對して單純なる存在の説明、こゝで云ふならばヒマラヤ山脈に對する自然科學的考察と其態度、即ち山地の高峻や傾斜或ひは人類の居住や活動についての人類學的、生理學的解明と措置に一つ不満が感ぜられるところに、新たなる命題を模索しつゝある。而して更に海陸より進攻する英佛の之間の諸勢力にとつては同じく一つの西藏高原が、他方には雲貴の高原として見られて各々當面の接境問題たる所から恰も群盲象を評するかの愚昧を繰返され勝ちとなるのであつて、此の資料と觀點との相違が何程か地帶の眞相を誤らしめたこともある。此處で地理學的態度として最初に要求されること、即ち山地の人の生活のではなかつた事而して安易にして且つ利潤の多いべき南東亞の通商交通政策を主としたのであつて、何等讚嘆に値せぬ方策であつたと云ふ事を先づ前提し得ると共にそれが結論となるのである。

カルカッタ—チベット—西康—四川—揚子江の陸上路開設の費用は優にボンベイ—馬來—香港—上海—漢口航路上に數百隻の船を泛へ得るであらう。歴史が偶然を機會に展開せぬとすれば、英國が此海路迂回を選びたる原因も偶然ではないであらう。一艘の船舶萬噸の船舶の幾分かはチベット政策に代るものであらう。此處では百%の證明である。英國三千が祕境と眺められるについては、觀者が自らの心裡に祕める頗る即ち前記の如き近代的植民政治的意識や營利企業錯綜によつて一切の具體的世界を除外交と法制の抽象的心理と、歴史を無視して形骸に等しき約條文に把握せしめんとする此地理の無視から西藏ルートの話ははじめられねばならないであらう。

さて上述の如く英國は對西藏政策を痛感しつゝも現實には印度支那半島を迂回し、馬來半島から北上して香港上海而して揚子江に其權益を擴大せる彼の植民政策には公理たるヒマラヤ山脈やチベット高原の踏破の難を避けるにあつた事而して安易にして且つ利潤の多いべき南東亞の通商交通政策を主としたのであつて、何等讚嘆に値せぬ方策であつたと云ふ事を先づ前提し得ると共にそれが結論となるのである。人々の交通を妨げてみるとすれば、夫れは獨り印度側や印度支那半島側でも

昭和二十年一月

なくて、同じく中國側にもそなうなのである。單に支那がアジア的主體としての絶體的に英佛と異なると云ふ事の見込を誤つてはならぬ。茲で摘記したいことは、既に日支協力や、日佛印協力の赴く處それは到底英國が印度を基底に孤立反対し得ぬ事である。理由は省略するが、東亞の人々は此原理的地理を見透しの下に科學せねばならぬと云ふ事である。

保境

由來支那大陸に政權を樹立する者にとっては常に此西方又は西南方は、一つのアクロボリス的存在であった。唯バルテノンの壯殿を築いたアテネの夫れ斯かる小市民的心理を以て此處アジアの中央高地を眺める事は許されないのであつた。それが其記述をして千古未開のターピー的存在の如くにあらめたのである。歴史的事實は徐々にはあるが、支那は此秘境に數次の交渉を開き、それ故に各世代の王朝は其地理に依つて自己の運命を中原に確保得たのである。北方には、萬里の長城が恰も其の排他的微標たるかの如く造出されたにも拘はらず、此西南方にそれの無くして「梁州南徼の地」として、一見棄てられたるかの感あらしめる所に吾人は「保境」の眞意即ち漢族の民族的生活空間の意義を發見せねばならないのである。換言すれば當時の清國の西南邊疆對策の關心こそは、印度を

植民地化する英國の脅威であつた譯である。換言すれば、英國の印度に於ける支配權の抽象化の原因に西藏と其附近が高原でありその交通が妨げられる事は、既に日支協力や、日佛印協力に役立つからであつた。

西藏の威力、西藏雲南を 經るルート（略）

西藏人の西藏

西藏は成程ラマの國である。五百の羅漢が修行するといふカイラーサ山の傳説、五ツツの雪藏があり、チヨモロと稱される盲目的高山鳥の住する山（カンチエンシャンガは歐名）の語り草等を納得する所から、人界の生活は安定を得てゐるのである。西藏人、彼等は自國を觀音の淨土と信じてゐる。即ち釋尊は在世の當時、觀音菩薩に向つて救ふべき衆生は雪山の彼方にある。

ルートの問題

チベット通を誇るチャールス・ベル

は地球上の廣漠とした地方、例へば沙漠や半沙漠風の未開な土地は宗教の故に人郷であるとして、ラマと西藏との地關係を眺めてゐるし、乾燥して寒くすみ切つた空氣は其知性に刺戟を與へるが難踏した都市や他國民から切離されこゑる爲め西藏人は頭腦を養ふ題材がない」と評してゐる。是等からは西藏に對する未開や不毛と云ふ事は皮相的な形容にすぎ無いとの觀測が可能である。如何にも我々東亞は、此西藏とも共榮すべき運命にある事は自明とすれば、自ら、これとの交通ルートが、義務化する事に就いては餘程重大にし

觀師は其著「チベット」に記してゐら

西藏雲南のルート

れるが、これは果して、近代西歐文化と鑑物との必須關係を知らずしての皮肉かは仲々に興味のある所である。西藏民族の發祥に語られてゐるが如く、印西の關係は英國到來の以前に決定してゐる。印度の確保の爲めに西藏を」

と云ふ事は其植民的野心に依るのであるし、英國の立場の如く其一方的片務的に西藏の所在が決せぬ事が今日に東亞の地理の正味として其帝國主義から残存の運命を與へられてゐるのである。即イギリスのゼオクラフイは此處では其普遍性は適用されないのであつた。

チベット通を誇るチャールス・ベルは就いて、大阪朝日新は月量三、四百噸程度の輸送力を報じてゐる。ルート開通の問題及其能力は此の如く明白となりつつあり、又今後愈々軍事的に重要性を監視し措置されねばならないが

既に戰爭が軍事のみに極限されなくて總力戰化する事を思ふ時に、ルートに對する觀察等も大いに變更されねばならないであらう。即ち軍や軍需品の移動に於いては自ら一つのマキシマムが

存在するし、その對策即ち遮斷の爲の爆撃は容易に處置されるのであるが、事態が夫れを契機にして、或は夫れに附隨して地帶が重慶政權化し、或ひは英米化する事に就いては餘程重大にしであると考へてゐると多田等ではある。

である。

茲に於いて「交渉機關が新しく交通需要を決する」と云ふ資本主義交通論の原理は弊害されるべきであると共に「市道需要が交渉機関の支持顯現を決する」といふ原理も忘れてはならぬ。前者は現状の軍事的ルートが相對的に西藏西康の支配軟化する事でこれは軍

危機の國際法とその將來

事的に破壊し得る。後者は西藏、西康の交通古來からの需要即ち宗教的生産的社會接觸が古來からの歴史的必然と自然性を繼續せしめる事に關連する。四川はじめ西康、雲南は何れも支那大陸の邊疆をなし、其保境が支那民族の「安居樂業」の東洋政治に特殊であつた事を銘記すべきである。

うして、いつ、どこで戦はれた戦争が正しいのか？こうした考は特に十九世紀の後半にはも早や旺なりし十六・七世紀の片影さへ止めぬまでに衰へてしまつてゐた。そして、戦争に關する法は、僅に戦爭の遂行に關する、いはば敵對行動に關する方面だけに傾けられてしまつた。ところが、さきの世界

を暴露したかに思はれたのも、決して
故なしとせぬのである。

そこで、考へられねばならぬことは、
現行國際法が決して一日にして成つた
ものではないといふ自明の眞理につい
てである。それは、久しきに亘る人類
の國際生活の必要と經驗とに促されて
傳統化され慣習法化されて成つたもの

六種目一月二十六日松友會主催の講演會における講演の概要

最近二十年に亘る國際法思想の變遷は、幾番二重立への挑戦の歴史であつ

起し、擴大する一方となつた。

世界の統制が秩序思想の立場から、戦争を犯罪視し中立を無用視することによつて試みられたことは、没却された。また、戦争の中止への希望の歴史でない。た。競争を犯罪視し中立を否定視したダニエルサイエ体制による法治世界主義の風潮した二十年であった。そして、

歴史は其想と現實の相克を通して作りられる意味の世界である。規範からなる法治世界は、いつでも因果からなる宿命の世界の制約の上に立つてゐる。ダエルサイユ體制は、それを忘れ、そしてこれがために、はかない觀念の秩序に墮してしまつたのである。

想にはかならなかつた。なぜなら、近世國際法の創設者たちは、正當な戦争と不正な戦争との區別を、ダエルサイユ體制のやうに、決してその原因から切り離しては考へてゐなかつたからである。戦争の因つて生ずる原因には手を觸れずに、むしろこれを擁護さへして、その結果たる戦争だけを犯罪視して、

あれを想ひ、これを念するなら、或は四百年を貫く近世國際法の變遷に鑑み、或は廣範にして複雜な國際法の諸々の規範の海に視野を投じて、世界の進歩ある平和秩序の建設に關して有する現行國際法の解釋論と立法論とが、話發に、しかし後判して丁寧なれば

國に有利な一九二〇年の現狀に釘付けられておいて、これに一指だに染めんとする國家には侵略國として、強力的に制裁を加へんとする行き方であつた。聯

思へば、戦争を犯罪とし、その撲滅のために中立を無用としたことは、なにかに一つの正義思想の再現でもあつた。なぜなら、それは「侵略」の語を以て過去の正義思想における「不正義」の觀念に置き代へやうとしたからである。

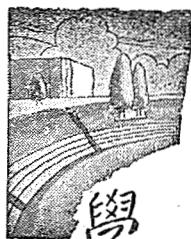
これに懲罰を加へんとしたことは、その組織の脆弱な國際社會の現状を見ざる暴謫であつた。それにもかゝらず聯盟は戰争の防止と制裁に急なる一方であつた。すでに起つてしまつた戰争を適正に規律する方面には、多くを寄與しなかつた。そのため、今日な

私は法が秩序に對して有つてゐる第一義的な安定の機能と第二義的な變化の機能の見地から、危機の國際法思想論の擱ふべき指標を明かにするやうにつきおいては、平和的秩序改訂のための動的原理を確立し、他戦時法においては、戰争中の見狀の上に於ては、

制はそれがために崩壊に委せられて行つた。すなはち、革命的な秩序改訂の手段としての競争が、次から次へと繰

しかし、戦争法は古くから、戦争の開始に関する方面と戦争の遂行に關する方面とに分れてゐた。どんな戦争が正しからうか？ どんな原因によつて、ど

は交戦法規の多くは一八九九年と一九〇七年の海牙條約のまゝに近い現状にある。めまぐるしい世界の變遷と著しい戦争技術の進歩とが、戦争法の無能



學內報

學制頒布七十周年式典

明治節拜賀式
大東亞戰爭下初の明治節式典は學部及豫科は十一月三日午前十時より、専門部は午前九時半より舉行奉祝の意を表し奉つた。

明治節拜賀式

<p>豫科は十一月三日前半より、専門部では午前九時半より舉行奉祝の意を表し奉つた。</p>
<p>學部學科目擔任</p>
<p>○法文學部法律學科</p>
<p>英法、海商法、私法律學演習、手形法、小切手法、安藤光</p>
<p>社會學、社會政策、政治學岩崎卯一</p>
<p>律法、親族法、相續法、私法木村健助</p>
<p>律學演習</p>
<p>哲學、西洋倫理學</p>
<p>武內省三</p>

を推して出席された福富幹事より氏最近を日本朝鮮満洲北支視察に關する有益な土産話や本月二十六日舉行した杭州觀月行に參加された方々より報告があつた。

本年度秋季總會を恒例に依り十一月四日

(水)に開催する件を決議した。

出席者 忽那、福富、辻野、細川、谷

口、岡部

政交會總會

祈願と鍊成と總會 學部政治科卒業

生より成る政交會にては、十一月八日

(日)大詔奉戴の佳き日、快晴に恵まれて午前九時半闕急上六に集合、闕急枚岡

に下して官幣大社枚岡神社に參拜、わが

政交會出征會員並に皇軍將士の武運長久

を禱願し、それより錦織りなす鍊成コ

ースを生駒山に登攀、山上より豊かに穫

る攝河泉さては大和の平原を見はるかし

て携行の中食をしたゝめ、山上を跋涉し

て平素の煩瑣を忘れ心身脱落、明日の英

會員消息

氏名下の數字中、漢字は大正年數、算用數字は昭和年數を16前は三月、16後は十二月卒業を示す、又括弧内にある消息は業務動靜

足立 長雄 (5) 滿洲國間島省琿春縣琿
光木 信隆 (7) 京城府青葉町二ノ一
(朝鮮總督府金鑄部)
大崎 一成 (14) 東京市日本橋區室町一
ノ一 帝國鐵道會社内
岡崎 重光 (5) 北區都島本通一ノ一〇
岡本野間八

川島 通利 (12) 京城府苑南町二一九
(安田銀行京城支店)
岸本 到 (4) 成興府春日町二ノ七三
鈴川 勳 (12) 京城府典農町五五八ノ
丘 山下 勇治 (16前) (曾根崎警察署)
山田 義臣 (12) 朝鮮海州府東支里綠ヶ
邑、金融組合内 (寶城金融組合理事)

大法 足立 長雄 (5) 滿洲國間島省琿春縣琿
春街大同區 (琿春砂金會社)
鈴木 信隆 (7) 京城府青葉町二ノ一
(北鮮合同電氣會社營業課長)
金剛 正雄 (16後) 東京市澁谷區原宿二
丁目東懲寄宿舍
大文 新本 智亮 (16後) 兵庫縣武庫郡本山村

田所 一穂 (9英) 京城府岡崎町五 (京
島田 昭 (13) 京城府漢江通三丁目、
高島 秀光 (10) 朝鮮全南順天邑梅谷里
(光州地方法院順天支廳)
辻内 良隆 (7) 朝鮮江原道原州邑上洞
富田 正俊 (16前) (大正海上火災保險會
社大阪支店)
中山 政信 (6) 京城府貞洞町一ノ二八
(鐵鋼統制會社京城支店)
長瀬 玄亮 (14) (陸軍主計大尉大阪陸軍
造兵廠會計監督官)
濱谷伊勢次 (13) 釜山府富平町四ノ七、
藤田方 (釜山鐵道局經理部)
藤山 正巳 (10) 朝鮮全州府大正町三ノ
新樓に於て午後六時より開催した。來
り會する者阪神間より廿數名に及び既に
卒業後足掛け十二年に亘る思出話と其後の
の互の消息に、或は母校の近況話などに
盡きぬ名残りを惜しんで今後の協力を一
層誓つて九時散會したのであつた。(鈴木
武夫報)

宮下 德寶 (6) 朝鮮平北定州邑城内、
牧野 秀夫 (10) 京城府三坂通三七九
宮地 武 (16前) 朝鮮全南寶城郡寶城
邑、金融組合内 (寶城金融組合理事)

大政 李雄烈 (14) 大田府春日町二ノ五九
(辯理士、計理士)

太田 義三 (8) 上海麥克利加路二八二
號、中華樟腦會社内 (同社)

川方 (朝鮮運送本社秘書係)

金城 昌金 (11) 朝鮮木浦府南橋洞二三三

島田 晃 (13) 京城府漢江通三丁目、

氣を涵養して生駒中腹の總會場「戎屋」竹澤喜代治 (9) (大阪地方裁判所判事)

大經

高島 秀光 (10) 朝鮮全南順天邑梅谷里
中尾 秀嗣 (12) 東京市大森區田園調布

二ノ八三一

すき開宴、母校のことどもを中心語り

一八三 (光州地方法院順天支廳)

辻内 良隆 (7) 朝鮮江原道原州邑上洞
藤川 建治 (8) 東區安土町一ノ五

當日の出席者十石井庄逸、神屋敷民藏
吉田奎文、安富敬作、山口喜八良、東

一夫、宮原一、宮川一男、平田榮福
(イロハ順)

生村 藤藏 (3) 神戶市神戶區元町通一
ノ二二九

今戸 正之 (13) 京城府新堂三六六ノ六
四 (朝鮮織絲統制會社)

小田切 酒 (8) 鎌倉市雪之下四〇四
(麴町區、三菱商事會社機械部)

長瀬 玄亮 (14) (陸軍主計大尉大阪陸軍
造兵廠會計監督官)

濱谷伊勢次 (13) 釜山府富平町四ノ七、
小幡 俊次 (11) 東京市澁ヶ谷幡ヶ谷本
町二ノ七四八 (京王會館内)

大川 正雄 (五) 京城府元町二ノ七
(麴町區、三菱商事會社機械部)

大塚 豊 (6) (大阪市主事、電氣局)

岸本 芳房 (16前) 山口市糸糸川路上清
水

龍蹊 新八 (13) (日本自動車配給會社軍

納部第二課)

福原 定一 (13) 北區堂島上二ノ三八
(住友金屬工業會社本店營業所鋼管部)

山縣 治雄 (13) (庶民金庫大阪支所)

吉川芳三郎 (三) 北河内郡守口町守口一
〇〇九

輿野 弘之 (13) 京城府元町二ノ七、大

川方 (朝鮮運送本社秘書係)

鐵道局第五益濟寮內

(京畿道警察部高等課)

川邊 隆(8) 釜山府草場町三ノ二

(釜山臨港鐵道會社)

門谷 肇郎(15) 西區江戸堀上通一ノ一

一、石原產業海運會社經理部

足羽 忠明(16前) 尼崎市昭和南通四ノ

八四(大阪橋本組)

淺井 秀雄(11) 大連羽月ビル、日用品

配給統制組合

熊澤 一夫(14) 朝鮮咸南高原郡水洞面

仁興里(住友朝鮮鑛業所高原鑛山)

藤木 德洙(15) 朝鮮海南郡内面鶴洞里

海南金融組合

松島 兮(15) 名古屋市中區南大津通

横田 紘二(9) 郡山府本町一ノ四九

專一商

大寺 文雄(9) 東成區東小橋北之町三

ノ六六ノ二

沖田 實(16前) 佐々木營業部

奥村 寛(16前) 神戶市灘區木内通四

加茂 正弘(9) 朝鮮鐵工所

木村 富士(9) 京城府御成町一一六

(嘉納會社京城支店)

鈴川 範教(14) 京城府蓬萊四ノ二九四

ノ一〇(山崎内燃機械會社京城支店)

善谷 昌健(12) 京城府阿觀町望七ノ亥

龍北 勇夫(12) 兵庫縣赤穂郡相生町土

町二ノ三八五五ノ一(播磨造船所)

伊藤 真造(5) 朝鮮城津府双浦町、高

橋本組京城出張所

友金 悟(16前) 新京特別市大同街六

○一號、滿洲電信電話會社内(同社放

送部普及課)

水方(西海中學校教諭)

中野 博(16前) 福岡市上土居町一九

(東京鐵道局電力部文書課)

長藤 銳男(16後) 廣島市彌生町

八田 幾藏(16前) 東京市世田ヶ谷區大

原町一〇六六、中野方

橋本 三郎(12) 中河内郡龍華町瀧川六

六六、中島正氣寮内(中島造機會社)

村上吉三郎(9) 朝鮮黃海道新溪軍新溪

面鄉校里四〇

矢吹 之孝(11) 東京市神田區和泉町一

ノ六六日本通運東京支社統轄部軍用課

山川 正七(14) 京城府元町二ノ五二、

吉武方

大柏 清三郎(明38) 高松市西通町七七(大

政翼賛會香川支部顧問)

大塚 強(9) 南區東魯町七

山村 明(13) 京城府新堂町三〇四、

東棉社宅(南北棉業會社)

山本 實(8) 兵庫縣相生市古池宅一

八九

新居 寛(3) 東京市大森區上池上町

ト内

東 正美(12) 廣島市吉田町古江三

火災業務課長)

安藝 茂富(明31) 高松市室脇町八三五

瓦本 真市(4) 吹田市垂水六八(東洋

バイト製作所)

片岡 公明(15) 天王寺區伶人町一〇三

小阪田 力(五) 中河内郡松原町上田一

九五

淺田 久雄(14) 平壤府東町、東アバ

ノ三三、奥村專治方

木村 富士(9) 京城府御成町一一六

(嘉納會社京城支店)

鈴川 範教(14) 京城府蓬萊四ノ二九四

ノ一〇(山崎内燃機械會社京城支店)

善谷 昌健(12) 京城府阿觀町望七ノ亥

龍北 勇夫(12) 兵庫縣赤穂郡相生町土

町二ノ三八五五ノ一(播磨造船所)

伊藤 真造(5) 朝鮮城津府双浦町、高

橋本組京城出張所

友金 悟(16前) 新京特別市大同街六

○一號、滿洲電信電話會社内(同社放

送部普及課)

水方(西海中學校教諭)

中野 博(16前) 福岡市上土居町一九

(東京鐵道局電力部文書課)

長藤 銳男(16後) 廣島市彌生町

八田 幾藏(16前) 東京市世田ヶ谷區大

原町一〇六六、中野方

橋本 三郎(12) 中河内郡龍華町瀧川六

六六、中島正氣寮内(中島造機會社)

村上吉三郎(9) 朝鮮黃海道新溪軍新溪

面鄉校里四〇

矢吹 之孝(11) 東京市神田區和泉町一

ノ六六日本通運東京支社統轄部軍用課

山川 正七(14) 京城府元町二ノ五二、

吉武方

大柏 清三郎(明38) 高松市西通町七七(大

政翼賛會香川支部顧問)

大塚 強(9) 南區東魯町七

山村 明(13) 京城府新堂町三〇四、

東棉社宅(南北棉業會社)

山本 實(8) 兵庫縣相生市古池宅一

八九

新居 寛(3) 東京市大森區上池上町

ト内

東 正美(12) 廣島市吉田町古江三

火災業務課長)

安藝 茂富(明31) 高松市室脇町八三五

瓦本 真市(4) 吹田市垂水六八(東洋

バイト製作所)

片岡 公明(15) 天王寺區伶人町一〇三

小阪田 力(五) 中河内郡松原町上田一

九五

淺田 久雄(14) 平壤府東町、東アバ

ノ三三、奥村專治方

木村 富士(9) 京城府御成町一一六

(嘉納會社京城支店)

鈴川 範教(14) 京城府蓬萊四ノ二九四

ノ一〇(山崎内燃機械會社京城支店)

善谷 昌健(12) 京城府阿觀町望七ノ亥

龍北 勇夫(12) 兵庫縣赤穂郡相生町土

町二ノ三八五五ノ一(播磨造船所)

伊藤 真造(5) 朝鮮城津府双浦町、高

橋本組京城出張所

友金 悟(16前) 新京特別市大同街六

○一號、滿洲電信電話會社内(同社放

送部普及課)

水方(西海中學校教諭)

中野 博(16前) 福岡市上土居町一九

(東京鐵道局電力部文書課)

長藤 銳男(16後) 廣島市彌生町

八田 幾藏(16前) 東京市世田ヶ谷區大

原町一〇六六、中野方

橋本 三郎(12) 中河内郡龍華町瀧川六

六六、中島正氣寮内(中島造機會社)

村上吉三郎(9) 朝鮮黃海道新溪軍新溪

面鄉校里四〇

矢吹 之孝(11) 東京市神田區和泉町一

ノ六六日本通運東京支社統轄部軍用課

山川 正七(14) 京城府元町二ノ五二、

吉武方

大柏 清三郎(明38) 高松市西通町七七(大

政翼賛會香川支部顧問)

大塚 強(9) 南區東魯町七

山村 明(13) 京城府新堂町三〇四、

東棉社宅(南北棉業會社)

山本 實(8) 兵庫縣相生市古池宅一

八九

新居 寛(3) 東京市大森區上池上町

ト内

東 正美(12) 廣島市吉田町古江三

火災業務課長)

安藝 茂富(明31) 高松市室脇町八三五

瓦本 真市(4) 吹田市垂水六八(東洋

バイト製作所)

片岡 公明(15) 天王寺區伶人町一〇三

小阪田 力(五) 中河内郡松原町上田一

九五

淺田 久雄(14) 平壤府東町、東アバ

ノ三三、奥村專治方

木村 富士(9) 京城府御成町一一六

(嘉納會社京城支店)

鈴川 範教(14) 京城府蓬萊四ノ二九四

ノ一〇(山崎内燃機械會社京城支店)

善谷 昌健(12) 京城府阿觀町望七ノ亥

龍北 勇夫(12) 兵庫縣赤穂郡相生町土

町二ノ三八五五ノ一(播磨造船所)

伊藤 真造(5) 朝鮮城津府双浦町、高

橋本組京城出張所

友金 悟(16前) 新京特別市大同街六

○一號、滿洲電信電話會社内(同社放

送部普及課)

水方(西海中學校教諭)

中野 博(16前) 福岡市上土居町一九

(東京鐵道局電力部文書課)

長藤 銳男(16後) 廣島市彌生町

八田 幾藏(16前) 東京市世田ヶ谷區大

原町一〇六六、中野方

橋本 三郎(12) 中河内郡龍華町瀧川六

六六、中島正氣寮内(中島造機會社)

村上吉三郎(9) 朝鮮黃海道新溪軍新溪

面鄉校里四〇

矢吹 之孝(11) 東京市神田區和泉町一

ノ六六日本通運東京支社統轄部軍用課

山川 正七(14) 京城府元町二ノ五二、

吉武方

大柏 清三郎(明38) 高松市西通町七七(大

政翼賛會香川支部顧問)

大塚 強(9) 南區東魯町七

山村 明(13) 京城府新堂町三〇四、

東棉社宅(南北棉業會社)

山本 實(8) 兵庫縣相生市古池宅一

八九

新居 寛(3) 東京市大森區上池上町

ト内

東 正美(12) 廣島市吉田町古江三

火災業務課長)

安藝 茂富(明31) 高松市室脇町八三五

瓦本 真市(4) 吹田市垂水六八(東洋

バイト製作所)

片岡 公明(15) 天王寺區伶人町一〇三

小阪田 力(五) 中河内郡松原町上田一

九五

淺田 久雄(14) 平壤府東町、東アバ

ノ三三、奥村專治方

木村 富士(9) 京城府御成町一一六

(嘉納會社京城支店)

鈴川 範教(14) 京城府蓬萊四ノ二九四

ノ一〇(山崎内燃機械會社京城支店)

善谷 昌健(12) 京城府阿觀町望七ノ亥

龍北 勇夫(12) 兵庫縣赤穂郡相生町土

町二ノ三八五五ノ一(播磨造船所)

伊藤 真造(5) 朝鮮城津府双浦町、高

橋本組京城出張所

友金 悟(16前) 新京特別市大同街六

○一號、滿洲電信電話會社内(同社放

送部普及課)

水方(西海中學校教諭)

中野 博(16前) 福岡市上土居町一九

(東京鐵道局電力部文書課)

長藤 銳男(16後) 廣島市彌生町

八田 幾藏(16前) 東京市世田ヶ谷區大

原町一〇六六、中野方

橋本 三郎(12) 中河内郡龍華町瀧川六

六六、中島正氣寮内(中島造機會社)

村上吉三郎(9) 朝鮮黃海道新溪軍新溪

面鄉校里四〇

矢吹 之孝(11) 東京市神田區和泉町一

ノ六六日本通運東京支社統轄部軍用課

山川 正七(14) 京城府元町二ノ五二、

吉武方

大柏 清三郎(明38) 高松市西通町七七(大

政翼賛會香川支部顧問)

大塚 強(9) 南區東魯町七

山村 明(13) 京城府新堂町三〇四、

東棉社宅(南北棉業會社)

山本 實(8) 兵庫縣相生市古池宅一

八九

新居 寛(3) 東京市大森區上池上町

ト内

東 正美(12) 廣島市吉田町古江三

火災業務課長)

安藝 茂富(明31) 高松市室脇町八三五

瓦本 真市(4) 吹田市垂水六八(東洋

バイト製作所)

片岡 公明(15) 天王寺區伶人町一〇三

小阪田 力(五) 中河内郡松原町上田一

九五

淺田 久雄(14) 平壤府東町、東アバ

ノ三三、奥村專治方

木村 富士(9) 京城府御成町一一六

(嘉納會社京城支店)

鈴川 範教(14) 京城府蓬萊四ノ二九四

ノ一〇(山崎内燃機械會社京城支店)

善谷 昌健(12) 京城府阿觀町望七ノ亥

龍北 勇夫(12) 兵庫縣赤穂郡相生町土

町二ノ三八五五ノ一(播磨造船所)

伊藤 真造(5) 朝鮮城津府双浦町、高

橋本組京城出張所

友金 悟(16前) 新京特別市大同街六

○一號、滿洲電信電話會社内(同社放

送部普及課)

水方(西海中學校教諭)

中野 博(16前) 福岡市上土居町一九

(東京鐵道局電力部文書課)

長藤 銳男(16後) 廣島市彌生町

八田 幾藏(16前) 東京市世田ヶ谷區大

原町一〇六六、中野方

橋本 三郎(12) 中河内郡龍華町瀧川六

六六、中島正氣寮内(中島造機會社)

村上吉三郎(9) 朝鮮黃海道新溪軍新溪

面鄉校里四〇

號四百三第

關西大學教授 正井敬次著
經濟學博士

國民經濟原論

定價二・〇〇
送料一・二〇

國民經濟組織論

大梅
阪田市北新區道

新刊

序 本書國民經濟組織論は著者の意圖に於ける「國民經濟原論」の第一篇「總論」に當る部分を右の如くに名付けて之を單行の一論著とせるもの。國民經濟原論の名の下に、經濟學の一般的基礎的理論を研究せんとする場合、如何なる體系と内容とに於て之を試みるべきやは甚だ困難である。とは謂へ、著者の意圖に於ける、之を單なる市場經濟理論として取扱ふことに満足せずして、専ら國民經濟原論と云ふ意味に於ける理論として取扱つた點、新らしい經濟理論への一示唆を與ふるものである。

神戸商業大學
教授

丸谷喜市著

平價三・〇〇

元東京帝大
教授

矢内原忠雄著

平價二・五〇
二二〇

帝國主義下の印度

五 植民地の社會的發展の一切は統治國の植民政策に依りて、一定の方向に或は促進せられ或は限制せられる。而して印度は世界最大の植民國として大きな話題を提供する

版 黃警頑著
左山貞雄譯 大川周明序

華僑問題と世界

平價一・八〇
一・五〇

南方經緯に當り英蘭支配階級と原住民との間に根強い中間的經濟的勢力を有してゐる華僑の問題は今まで世界的規模に於ても把握すべきであらう

著者の言葉 經濟人と經濟學者的心はいま専ら政策乃至實踐の問題に向けられてゐる。時代の潮が極めて急速且つ雄大に動くべきでない。

三版出來

價值及價格研究班

五 植民地の社會的發展の一切は統治國の植民政策に依りて、一定の方向に或は促進せられ或は限制せられる。而して印度は世界最大の植民國として大きな話題を提供する

阪二 大九 替一 振三 院書同大